

令和5年度 第23回役員会議事要旨

日 時 令和6年2月28日（水） 10時30分～12時08分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 学長、渡理事、大島理事、山下理事、豊田理事、野口理事、石田理事

欠席者 竹下理事

陪席者 佐々木監事、南谷監事

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から、役員会で協議し教育研究評議会等で審議した（1）国立大学法人佐賀大学ウェルビーイング創造センター規則の制定については、修正が必要となったため一括審議事項から取り下げる旨、説明があり、（2）～（5）の案件について一括審議する旨の説明があった。

次いで総務課長から、一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。

- （2）大学設置基準改正に伴う「国立大学法人佐賀大学基本規則」等の改正等について
令和4年度大学設置基準等の改正に伴う佐賀大学基本規則の改正及び、基幹教員の要件となる教育課程の編成に係る会議を実施するための教員会議規程を制定するもの。
- （3）佐賀大学フューチャー・リソース推進プラットフォーム設置規程の改正について
令和5年10月1日設置の「フューチャー・リソース推進プラットフォーム」について、設置規程の業務内容に「研究推進に関する事項」を明示するとともに、組織の構成員に関する規定の追加等を行うもの。
- （4）共同研究等の見直しに伴う規則等の制定・改正等について
共同研究に係る真に必要な経費について適正な対価に改訂し、佐賀大学の経営改善を図ると同時に、研究力強化、質の向上を図るため規則等の制定・改正等を行うもの。
- （5）佐賀大学新素材創出推進プラットフォーム設置規程の制定について
未来型新素材の創出を推進するため、「シンクロトロン光応用研究センター」を中核とした「新素材創出推進プラットフォーム」を設置することに伴い、当該規程

の制定を行うもの。

審議の結果、上記4案件は了承された。

【審議】

- (6) 令和5年度大学・高専機能強化事業の採択に伴う「佐賀大学学則」の一部改正について

山下理事から、令和5年度大学・高専機能強化事業の採択に伴い「佐賀大学学則」の一部改正を行う旨及び前回からの変更点についての説明があり、審議の結果、了承された。

- (7) 佐賀大学学生の懲戒に関する規程及び佐賀大学学生の懲戒等実施細則の一部改正について

山下理事から、時代や情勢の変化等を踏まえ学生懲戒に関する規定等の見直しを検討し、佐賀大学学生の懲戒に関する規程及び佐賀大学学生の懲戒等実施細則の一部改正を行う旨及び前回からの変更点についての説明があり、審議の結果、了承された。

- (8) 第4期中期目標期間の業務実績評価に向けた確認事項等について

大島理事から、文部科学省から第4期中期目標期間の「定量的な評価指標における基準値・目標値に関する調書」の提出及び令和4年度以降に発生した事件・事故事案の情報提供について依頼があり、資料のとおり回答の送付を行う旨及び前回からの変更点についての説明があった。また、今後の修正があった場合は学長一任とする旨の説明があり、審議の結果、了承された。

- (9) 第3期エスタブリッシュド・フェローの称号授与について

豊田理事から、選考の結果8名の教育職員に対して、第3期佐賀大学エスタブリッシュド・フェローの称号を授与する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

- (10) 国立大学法人佐賀大学表彰規程に基づく職員の表彰について

渡理事から、国立大学法人佐賀大学表彰規程第2条第3号の規定に該当するものとして医学部長及び附属病院長から推薦があった1名について被表彰者の決定を行う旨の説明があった。

次いで、医学部事務部長から推薦理由等について説明があり、審議の結果、了承された。

- (11) 内部統制システムにおけるモニタリング実施結果の報告及び次年度の取組について

渡理事から、本法人の内部統制システムが有効に機能しているか確認するため、令和5年度の内部統制システムを構成する項目についてモニタリングを実施し、その結果を報告する旨、全93項目のモニタリング項目のうち概ね適切

な対応が取られていることを確認したが、数項目について改善に向けた取組が進められてはいることを確認したため、引き続き内部統制担当理事の下、フォローアップを行っていく旨の説明があった。また、令和6年度の取組みについて、モニタリング項目等の説明があり、審議の結果、了承された。

2 協議事項

- (12) 大学教員の内部昇任時に付される5年任期の見直しについて
渡理事・人事課副課長から、教育の質向上と将来計画の継承・発展を目指すべく、大学教員の内部昇任時に付される5年任期の見直しを行う旨の説明があった。
なお、本件については教育研究評議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。
- (13) 国立大学法人佐賀大学年俸制教員給与規程の一部改正について（年俸給与における反映割合等について）
渡理事から、年俸制教員の評価区分の見直しのため、国立大学法人佐賀大学年俸制教員給与規程の一部改正を行う旨の説明があった。
なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。
- (14) 国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程等の一部改正について（オンコール手当及び歯科研修医の研修医手当について）
渡理事から、令和6年4月からオンコール体制による対応とし、オンコール手当を支給するため、国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程等の一部改正を行う旨の説明があった。
なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。
- (15) 国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正について（URAの処遇改善等について）
渡理事・人事課副課長から、URAの処遇改善のため、国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正を行う旨の説明があった。
なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。
- (16) 国立大学法人佐賀大学職員就業規則等の一部改正について（医師の働き方改革対応）
渡理事から、令和6年4月に施行される医師の働き方改革に対応すべく、就業規則及び勤務時間、休暇等に関する規程等の一部改正を行う旨の説明があった。
なお、本件については、次の役員会において審議されることとなった。

- (17) 国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則等の一部改正について（「契約調理員」の新設）

渡理事から、契約調理員の新設のため、国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則等の一部改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については、次の役員会において審議されることとなった。

- (18) クロスアポイントメント手当の新設について

渡理事・人事課副課長から、企業とのクロスアポイントメントを活性化させるために、所要の改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

- (19) 国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程の一部改正について

渡理事から、若手大学教員がサバティカル研修をより活用できるよう、また制度内容の見直しを行うため、国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程の一部改正を行う旨の説明があった。

なお、本件については、次の役員会において審議されることとなった。

- (20) 令和4事業年度剰余金の繰越承認に係る目的積立金及び事業計画について

財務課長から、文部科学大臣の承認を受けた令和4事業年度の剰余金について、本学の目的積立金とし事業計画を決定する旨の説明があった。

なお、本件については経営協議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

3 報告事項

- (21) 佐賀大学SDGsプロジェクト研究所における設置プロジェクト（令和6年4月）について

豊田理事から、佐賀大学SDGsプロジェクト研究所における設置プロジェクトについての報告があった。

【その他】

特になし

以 上